平成２５年（フ）第１０９３４号
東京都台東区元浅草１丁目15―２　浅草荘
債務者　粂田　達義
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３５号
神奈川県平塚市東真土２丁目13―24―601
債務者　神山　清香
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３９号
東京都杉並区和田１丁目48―10―214
債務者　高木　美和
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９４０号
東京都大田区蒲田本町２丁目19―４―103
債務者　井戸　賢治
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９４１号
東京都江戸川区船堀１丁目３―３―411
債務者　柳　　景子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９５１号
東京都豊島区高田２丁目18―15―219
債務者　細山　智明
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９５３号
東京都港区海岸３丁目８―17―801
債務者　小笠原友紀
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９５７号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目575―210
債務者　浅田　隼也
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９５９号
埼玉県川口市大字安行領家447
債務者　中山　英治
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０６号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番18号　メゾン三ッ沢３号棟101号
債務者　鈴木　直行
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３４号
東京都あきる野市小川810番地１リブレットハイム103号
債務者　林　あずさ（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０８７５号
東京都台東区松が谷２丁目20―４　第６メゾン三ツ輪401
債務者　西村　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９０３号
東京都板橋区上板橋１丁目25―３―101
債務者　高橋　一美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９４２号
東京都新宿区弁天町42　春陽寮
債務者　上坂　泰久
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９４３号
東京都国分寺市本多５丁目14―10
債務者　澤田　一彦
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部